

◆ よくあるご質問 ◆

2010年12月22日

<1> 書類未提出のため、認定保留中の場合

2009年3月22日が最終受験日でCIA試験の全4Partに合格しています。

しかし、実務経験を満たしていないので、実務経験証明書を提出できず、現在「認定保留中」です。この場合、今回のIIAの資格認定ガイドライン変更によって、最終受験日である2009年3月22日から4年以内に実務経験証明書を提出しないと合格が取り消されるということでしょうか？

⇒ はい、その通りです。今回のガイドライン変更により、書類未提出で「認定保留中」の方も「最終受験日より4年以内」に推薦状・実務経験証明書の提出し、承認されない方は、全4Part合格は無効となります。

可能な方は、早急に推薦状・実務経験証明書のご提出をお願い致します。

なお、実務経験については内部監査以外でも、「会計・経理・法務・財務、リスクマネジメント・コンプライアンス・内部統制」にかかわる業務のいずれかの実務経験が2年以上あれば、要件を満たします。実務経験の詳細はこちら → <http://www.iiajapan.com/system/CIA/index.html#1>

<2> 2010年12月中に受験し、全4Part合格した場合

今年12月5日に、CIA試験の最後の1Partをテストセンターにて受験し、仮合格となり全4Part合格となりました。正式な試験結果はまだ届いていないのですが、この場合、今回のガイドライン変更が適用されると、4年間の起算日はいつになりますか？

⇒ 前頁「①2010年12月31日までに受験申込登録が完了し、一度以上受験をされている場合」に該当しますが、書類提出状況により異なりますので、ご確認をお願い致します。

⇒ <2-1> 書類(推薦状・実務経験証明書等)提出済みの場合

2010年12月中に受験し全4Part合格した方は、現在IIA本部にて認定手続き中です。

「受験中」ではないので、今回のガイドライン変更の対象外となります。

⇒ <2-2> 書類(推薦状・実務経験証明書等)未提出の場合

最終受験日より4年以内に未提出の書類を提出し、承認されない場合は、全4Part合格は無効となります。

<3> CCSA、CFSA、CGAPIにも、新ガイドラインは適用されますか？

⇒ はい、その通りです。IIAの専門資格である、CCSA、CFSA、CGAPIにおいても、新ガイドラインは2011年1月1日より適用されます。認定保留中の方も最終受験日より4年以内に必要書類を提出し、承認されない場合は、合格は無効となります。

※IIA認定資格(CIACCSCFSA CGAP)は、内部監査人協会(IIA)が主催・認定をする資格であり、日本においては(社)日本内部監査協会が受付業務を委託されています。